

議案第30号

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規程により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例

三朝町立中学校及び小学校設置条例（昭和39年三朝町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「三朝町立東小学校中津分校」の項を削り、「〃南小学校大谷分校」の項中「〃南小学校大谷分校」を「三朝町立南小学校大谷分校」に、「〃大谷」を「三朝町大字大谷」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。